

第15回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日(月)午後16時00分から午後16時25分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(12人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	13 番	遠 藤 政 雄
欠 席	4 番	渡 邊 一 元

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

5 番	山 内 徳 彦
6 番	香 川 国 彦

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第5号 現況証明願について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第15回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが13名中12名出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 続きまして、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	みなさん、こんにちは。大変、急な招集で申し訳ありません。先週の停電に伴いまして本日、上から夜間の会議を自粛するようにお達しが出たようで急遽、それぞれ事務方から連絡をしまして総会を開催する運びとなりました。先週の台風そして地震とそれに伴う停電ということで皆さんには何かとご苦勞をされたことかと思えます。特に酪農家の皆さんは停電になっても搾乳がありますので大変な思いをされたかと思えます。町内でも3分の1の約20戸が自家発電を持っているとのことでしたが、持っていない方については農協畜産課の職員が搾乳の終わったところの発電機を運んだりして対応をしていました。借り上げたところもあると思えます。また、配電盤がきちんとあるところはすぐに接続することができましたが、町内の半分ではその配電盤も備えていないということで農協畜産課の職員が業者に道案内をしながら牛舎に案内をして接続をしてもらったとのことで6日の夜中中かかって全戸搾乳をすることができたとのことで大変ご苦勞されたとのことです。そのような状況の中、管内ではよつ葉乳業が唯一自家発電で工場が稼働したとのことで、牛乳を廃棄することもなく集乳できて良かったですし、よつ葉乳業は町内出身の太田寛一さんが農業者のために作られた企業ということでさすがだなと感じたところであります。 また、北海道で土砂崩れなど災害が発生することをあまり考えたことがなかったですし、今回は台風が続いての地震と言うことで非常に悪い条件が重なったのかと思えます。これからはそのような災害に対する備えを行っていかないとならないと感じたところであります。 また、天気の方も崩れて畑がなかなか乾かないということでもありますけれども、明日から来週にかけて晴天が続く予報ということで条件が少しでも良くなることを祈るところであります。 本日もご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規則によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしく申し上げます。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。5番山内徳彦委員、6番香川国彦委員よろしくお願いいいたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。平成30年9月10日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは調査員の報告を求めます。

1 番
(森本代理) 渡邊委員が欠席のため私の方から報告いたしたいと思います。
現地を確認して参りました。○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんは○○○さんが経営を分割し、○○に会社を設立したものです。保有している機械の能力、農作業に従事する社員の状況から見て、農地を借り受けも農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

渡邊議長 この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。
次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成30年9月10日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長 通路も別に分筆するということですか。

事務局
(加藤係長) はい。すでにある通路に加えて広げたいとのことでした。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。
次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年9月10日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは番号1番の件につきまして意見質問を求めます。

11番
(河村委員) はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 ただ今、河村委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 はい。

渡邊議長 それでは議案第3号は承認されたものとします。
次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について審議願います。平成30年9月10日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】

すみません。利用権の始期に誤りがありました。9月14日からではなく、正しくは9月11日からですので訂正をお願いします。13日総会で14日公告をする予定でしたので議案作成時に変更するのを忘れていました。申し訳ありませんでした。

渡邊議長 それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。

7番
(上山委員) 期間は5年間でいいのですか。

事務局
(加藤係長) 実はずでに作物を作っています。今まで畑を使用していましたが、契約をしていませんでした。今年分から契約をして賃借料が発生することになりましたので契約期間を5年間にしています。

渡邊議長 もともとは牧草地か何かだったのですか。

事務局
(加藤係長) いいえ。もともと畑として使用していました。位置図の黒枠で囲っているところの〇〇がもともと〇〇〇〇さんの土地で〇〇〇〇さんが借りていました。それで続きの畑も〇〇さんの畑と思っていましたが実は〇〇の土地だったことが判明して、急遽ですが〇〇の方が契約をして、ここは今、明渠事業で保障が出るようになっているので契約しないと保障が払えないとのことで今年から契約を交わしたいとのことでした。先月あっせんが出てきた案件です。

1番
(森本代理) 中途半端な時期からの契約になりますが。

事務局
(加藤係長) 実際は長期間に渡って作物を作っていましたが、契約を行っていなかった形でしたので今時期の契約になりました。

5番
(山内委員) 〇〇さんが経営を行っていた時も〇〇から借りて耕作していたということですか。

事務局
(加藤係長) いいえ。その時はまだ〇〇さんが自分で所有していたのですが、途中で〇〇さんが〇〇に売った経緯があります。当時は雑種地で〇〇に売ったのですが、実際は畑になっていて長期間に渡り使っていました。

8番
(中田委員) 〇〇さんと〇〇の間で話がうやむやになっていたということですか。

事務局
(加藤係長) その通りです。それで今回事業が入るにあたり、ここは誰の土地か確認したところ〇〇の土地と判明し、〇〇〇さんからどういうことかと疑問が出たと言う話です。

1番
(森本代理) 〇〇〇では何か問題はありましたか。

事務局 (加藤係長)	〇〇はきちんと契約を交わして売買していましたが、ただ〇〇の土地まで使用していることを把握していませんでした。今後、このようなケースが判明した場合は貸す手続きを取っていききたいとのことでした。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。 次に議案第5号現況証明願について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第5号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年9月10日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それではこの件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (足立委員)	本日、現地を確認して来ましたところ、現在は農地・採草放牧地以外となっていることを認めましたのでご報告いたします。
渡邊議長	それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
渡邊議長	ここは何かを建てるという話ですか。
事務局 (加藤係長)	ここは〇の明渠が入っているとのことと〇〇さんが〇と売買したいという話でした。
3番 (足立委員)	昔の川はこのへりのがくになっている、への字になっている方を走っていましたが、現在はこの地番のど真ん中を明渠が走っています。
事務局 (加藤係長)	〇〇さんから〇に買って欲しいという話をしたいとのことでした。そしてもともと明渠が入っていたので使えていませんでした。それで今回は現況証明で地目変更したいとのことでした。
3番 (足立委員)	ここは川ではなく明渠扱いということですか。

事務局
(加藤係長)

そのようです。まだ流れていますので。

渡邊議長

位置図の航空写真を見ると、筋のようなものが見えます。

3番
(足立委員)

下の右側の方に筋のように見えるのが今の明渠です。左の方に広い面積があると思ったら事務局から地図が送られてきて、このような形だったのかと知ったところです。

事務局
(加藤係長)

もともとの川のような明渠がこの形の土地の左側になっているのです。それで交換する形なのか売買なのか不明ですが、そのような手続きをしたいとの話で伺っています。

渡邊議長

他にありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので、議案第5号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会